

第 3 回 座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 1 4 日

令和4年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 1 4 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和4年9月14日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	令和4年9月14日 午後2時35分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
	6 番	宮 平 清 志		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	中 村 勇	6 番	宮 平 清 志
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	船 舶 ・ 観 光 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真 由 美	教 育 課 長	松 田 力
	教 育 長	垣 花 健	会 計 課 長	宇 地 原 由 人
	総 務 課 長	宮 平 壮 一 郎	総 務 課 参 事	糸 嶺 直 生
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		

令和4年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和4年9月14日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（認定第1号～認定第8号まで）
7	認 定 第 1 号	令和3年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	認 定 第 3 号	令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	令和3年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 5 号	令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	令和3年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	認 定 第 8 号	令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和4年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村 勇議員及び6番 宮平清志議員を指名します。

日程第2．会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月15日までの2日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

令和4年6月16日～令和4年9月15日

6月21日	例月監査（6月21日～6月22日）
6月23日	令和4年度沖縄全戦没者追悼式（糸満市平和記念公園）
7月15日	県産品優先使用の要請行動（訪問団対応）
7月20日	例月出納検査（7月20日～7月21日）
8月16日	決算審査（8月16日～8月18日）
8月22日	南部地区市町村議会議長会定例総会
9月 7日	全員協議会
9月14日	第3回座間味村議会定例会（15日まで）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。9月議会、特に9月は決算議会でございますので、いろいろとしっかりと説明をさせていただきたいと思っておりますので、今日から2日間よろしくお願ひいたします。

そしてまた、行政報告の前に一言お話しをさせていただきます。せんだって、今月27日で任期の切れる村議会議員選挙が執行されまして、現議会の現職の皆さん4人が立候補され、4人とも当選をしております。誠にめでたうございます。議会と行政は両輪であるという言葉もあります。お互い切磋琢磨しながらこれまで村政運営に携わってまいりましたが、また引き続き御理解と御協力を得ながら、しっかりと私のほうも村政運営に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

そして今回、2期8年務めていただいた中村 勇さんが勇退をされるということで最後の議会となります

が、2期8年にわたりまして村政運営に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございました。引退されても引き続き村にいるわけですので、いろいろな御助言等々を含めてこれからも村の振興発展に御協力いただければと思っております。本当にお疲れさまでございました。

それでは令和4年第3回座間味村議会9月定例会における行政報告を行います。令和4年第2回座間味村議会定例会以降の主な事項について行政報告をいたしますが、この内容につきましては、お手元にお配りしております資料のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

行政報告

令和4年9月14日

令和4年第2回座間味村議会定例会（令和4年6月15日）以降の主な事項について行政報告いたします。

令和4年	6月15日	九州地方環境事務所長、面談
	6月16日	沖縄県離島航路確保維持改善協議会
	6月17日	全国自治協会評議員会
	〃	全国町村会政務調査会
	〃	全国町村会理事会
	〃	全国町村職員生活協同組合総代会
	6月18日	座間味ヨットレース表彰式
	6月20日	日本離島センター定時評議員会
	6月21日	沖縄県町村会正副会長会
	6月22日	沖縄県市町村職員互助会役員会
	〃	沖縄県市町村職員互助会定時総会
	〃	沖縄県市町村職員互助会講演会
	〃	沖縄県離島振興協議会、事務調整
	〃	南部市町村会、事務調整
	6月23日	沖縄全戦没者追悼式
	6月24日	沖縄県離島振興協議会、事務調整
	〃	沖縄県医療政策課長、面談
	6月27日	沖縄県議会、傍聴
	6月30日	沖縄不発弾等対策協議会
	〃	内閣大臣官房審議官相川氏、面談
	7月 1日	南城市長、面談
	〃	日本郵便株式会社沖縄支社長、面談
	7月 5日	沖縄振興局長望月氏、面談
	〃	沖縄県町村土地開発公社幹事会
	〃	沖縄県町村会理事会
	7月 7日	全国町村会会長会
	7月 8日	沖縄総合事務局水野政策統括官、面談
	7月14日	沖縄外国クルーズ船誘致推進協議会
	〃	離島フェア開催実行委員会総会

令和4年	7月14日	沖縄県離島振興協議会・過疎地域振興協議会合同研修会
	7月15日	自治会館管理組合決算監査
	〃	南部振興会理事会
	〃	沖縄県町村会定期総会
	〃	沖縄県町村土地開発公社理事会
	〃	沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会
	〃	沖縄県介護保険広域連合運営会議
	7月20日	全国観光地所在町村協議会会計監査
	〃	全国観光地所在町村協議会理事会、要請活動
	〃	全国観光地所在町村協議会意見交換会
	7月21日	全国町村会、事務調整
	7月22日	那覇警察署長、面談
	7月25日	沖縄南部地域の重点要望に関する要請活動
	7月26日	沖縄南部地域の重点要望に関する要請活動
	〃	琉球ネットワークサービス上原氏、面談
	7月29日	沖縄公庫パートナーシップ推進会議
	8月1日	全国離島振興協議会、視察対応
	8月2日	全国離島振興協議会、視察対応
	8月3日	全国離島振興協議会、視察対応
	〃	浦添市長、面談
	8月5日	三重県鳥羽市長、オンライン面談
	8月7日	全国町村会U-3000研修（奈良県天川村）
	8月8日	全国町村会U-3000研修（奈良県天川村）
	8月16日	沖縄県町村会等、事務調整
	〃	株式会社りゅうとう取締役会
	8月17日	沖縄外国クルーズ船誘致推進協議会
	〃	沖縄県市町村総合事務組合議会定例会
	〃	沖縄県町村会、事務調整
	8月18日	名古屋港水族館、お礼回り
	8月19日	鳥羽市長、表敬訪問
	〃	鳥羽水族館、視察
	8月23日	沖縄県企画調整課、面談
	8月24日	沖縄県空港課、意見交換会
	〃	沖縄県地域・離島課、意見交換会
	8月25日	沖縄県林業事務所長、面談
	8月29日	沖縄外国籍クルーズ船誘致、国への要請活動
	〃	内閣府、事務調整
	8月30日	沖縄外国籍クルーズ船誘致、県との意見交換
	8月31日	沖縄総合事務局星運輸部長、面談
	〃	沖縄県町村会、事務調整

令和4年 9月 8日 陸上自衛隊第15旅団旅団長、面談
" 南部市町村会、事務調整
" 全国町村会会長会（リモート）
" 離島海運振興株式会社取締役会
9月12日 沖縄県立北部病院 車いす贈呈式
" 沖縄県市町村総合事務組合、事務調整

以上でございます。

これで行政報告は終わりました。

日程第5. 一般質問を行います。

順番に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

皆さんおはようございます。これから2日間よろしくお願ひします。私、一般質問に入る前に座間味の方に選挙前に報告できなかったことを、それも一部、私ここで言わせてもらいたいですけれどもよろしいですか。一番、水道問題が世界の情勢が今、干ばつが起きたり線状降水帯等、気象でいろんな問題が起きています。我が村にもそれが来るんじゃないかということで、淡水化ができない前に、座間味のほうでそういうことが起きないかなと。それが一番私も心配しています。そのときにどうするのか。阿嘉と慶留間は完全にそれは解消しました。できたんですけれども、座間味が今まだ検討が全然ついていないんですね。いつできるかというのが、20年前のことを振り返ってみてください。フェリーでも水を運びました。あれぐらい苦しい思いをしてきました。民宿のほうもどうにかして水を何とかしてくださいと。お客さんもシャワーを浴びるのも限度があると。それぐらいまで苦しい思いをしました。そういうことを思い出すと、やっぱりあれを思い出したら、あんなことできなかったんじゃないかなと私は思って、あのときのことを忘れてあいうことが起きたのかなと。私は、喉元過ぎれば熱さを忘れるというあの苦しい思い。本当は座間味から先に出ていたんじゃないかなと、淡水化が。阿嘉は今もう本当に美味しい水ができています。行政の皆さん本当にありがとうございました。これだけは本当に言いたかったです。座間味の方にこれを伝えきれなかったことを私もちょっと残念だなと思いました。はっきり言ってそれだけ立候補のときに、それを一生懸命伝えたかったんですけれども、そこまで伝えることができなかったこと、とっても残念でした。それを本当に報告したかったです。それでは一般質問に入りたいと思います。

観光道路について。この観光道路がニシバマに行く道が、視界が物すごく狭いんです。これが草が生えると1車線完全に遮られる。カーブも多い。私も実際通って、もうちょっとで人をひくところでありました。観光客が、視界が悪くて草に隠されて。草の中から自転車が出てきたこともあります。それは半分の道路が草で埋まってしまっているんですね。その辺を、フェンスがあるために草が刈りにくい。このフェンス自体が何の役目をしているのかというのがまた分からない。それで鹿柵だと思うんですけれども、鹿が中に入っているんですね。それが、私が思うにはそのフェンスを取り除くことができなければ、そのフェンスの中から一部道を通すか。そうすると中からウンボを走らせるだけでそれと取り除くことは、走るだけで取り除けます。なぜそれをやらないのかなと私は思うんですけれども、前回もそういう話はしたんですけれども、もしそれができなければフェンスを取り除くかどうかをやらないと、やはり大きな事故が起きてからでは遅いと思いますので、その辺について今後どういう形で視界よくできるように。ここはまた、観光のニシバマビーチですので。シーズンになると自転車が、そこから歩いている方もいっぱいいます。それがあまりにも危険す

ぎて私はこれを言いたいなと思ひまして、そこで一般質問に出したんですけれども。それについて今後どうするのかということをお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

本日より2日間よろしくお願ひいたします。それではお答えいたします。村内の道路につきましては、地元業者と草刈り委託業務ということで定期的に草刈り作業を実施しております。御指摘のカーブ等の見通しの悪い箇所は作業刈り数を増やす等の処置をとって、交通安全の確保、景観維持に努めていきたいと考えております。また、フェンスの件でございますが、フェンス自体が圃場整備の補助事業で設置されているということで、村だけの意向では撤去が厳しい部分がございます。業者にはフェンスの中から草刈りをなるべくして、草刈りの回数を、道に出ていかないように回数を増やす等の対策を指導していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。あと1か所ですね、慶留間から下りてくる、学校に行くカーブ、このカーブの中のほうにも草が物すごい生えるんですよ。人の高さ以上に。生えるものですから、そこを、住民が危ないからということで住民が草刈り、自転車をレンタルしている方とかああいうところなどが事故でも起きたら危ないからと自分たちで草刈りしているんですね。本当に危ないです、あそこは。おばあちゃんなんかよく通るんですよ、一輪車持って。慶留間から来られる方、あそこの町道はスピードがよく出るんですよ、下りですから。下りをこう回るものですから、そこにおばあちゃんなどが一輪車持って、草陰に隠れて、たまに急ブレーキを踏んだりするときもあるんですけれども、この辺をやっぱり何か月に1回は絶対刈るというような、この辺を約束できたらいいんですけれども。それも今は住民がやっているんですよ、この辺はですね。その辺をぜひ、何か月に一遍刈りたりとか、そういう形を、視界を、見通しができるような約束等ですね。そこで夜になると暗くなるものですから、観光客がそこに寝そべって星を見たりとかやっているものですから、ライトとかああいうのも、ちょっと一度そこを体験してもらいたいと。そういうのがあるんですけれども、その辺についていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。そういう御指摘がある箇所を、担当者を含め定期的にパトロールを重点的に実施して、こういう危険な箇所とか見通しが悪い箇所を定期的に刈るように業者と提携しておりますので、そこに一報いただければ、そういうところ草が伸びていますよとか、そういうところも。なるべくは村の管理者のほうで言われる前にやる方向で行きますけれども、もしひどいようでしたら一報いただければすぐに対応したいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

交通安全とても大切であると認識をしております。課長からもお話しがございました。村道、県道を含めて行政のほうでしっかりとやっていきたいというのがひとつございますが、それとはまた別に、各区のほう

にチラシまでを活用して環境美化についての委託料といたしますか、予算を準備しております。そういったところも含めて行政でできないところは、各区のほうにもお願いをしながら、お互いで安全の確保に努めていきたいというふうに考えての環境美化だと考えています。もちろん安全だけではなくて環境美化のほうの草刈り清掃等は、安全というよりも環境美化が大きなのところが多少はあるとは思いますが、そういったところにも活用できるような形で各区とも調整をさせていただきながら、いずれにせよ交通安全の確保というのはしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

もう一つお伺いしたいんですけども、これは委託業者に年に何回という形で行ってもらっているかというの、御存じですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

年間に、常に見通しがよくなるような契約の方式にしておりますので、何回というわけでもないんですが、もし重点的に刈ってほしいところがあれば、村のほうで業者のほうにすぐ刈ってほしいということで委託しておりますので、そこは対応したいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ、この観光道路の危険な箇所は、やはり草というのは伸びていくものですから、そのまま止まるものじゃないですので、今回、7月、8月、本当に全然刈られていなかったんですよ。もう伸ばして、2車線あるうちの1車線は完全に埋まっていたので、この辺は本当に危険だなというのを感じたので。この間から、1週間前からしか草刈りが始まっていないんです。その危険な箇所は。そういうのは常に阿嘉島に來られて、ニシバマビーチ、一番人が通る場所。その辺を検討して今後やっていただきたいと思っておりますので、ぜひお願いします。次の問題に移ります。

ちゅら島パトロールについて。ちゅら島パトロールが平成元年に始まったときのこの資料、行政執行部のほうから出されてきた資料があるんですけども、その資料について、これを今お持ちですか。この資料について何か所それが処理できたかということ報告していただきたいと思うんですけども。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。2日間よろしく申し上げます。お答えいたします。令和元年度ですと、座間味島で要改善リストが62件ありました。51件は改善されております。阿嘉・慶留間島に關しましては、要改善リストが33件ありまして、25件改善されております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

残りの件に關してどう思いますか。やられていない分ですね。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

まず過去の要改善リストを確認しましたところ、改善が見られた箇所も多くありますが、改善していない箇所は以前から要改善リストに上がっている同じ原因者という状況が続いています。パトロール実施後は原因者に通知を行うなど、適正に処理をするよう促していますが、今後も引き続き改善を促すとともに、原因者が不明なものについては各区長や指導員の協力を得て原因者を特定し、改善を促していこうと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。まず私が一番指摘したいのは、以前からこの放置車両ですね、放置車両が確かに顧問弁護士、警察、議会にも上げられたみたいですが、それがまだ解決はほとんどできていない状況で、そういう状況が本人ものうのうとしているものですから、放置された方、それについて今後どうやっていいのかというのを、私なども本当に住民からもそういう話をよく聞いていますので、それが今後どうやっていいのかというのを。どうやってできるのか。皆さんでですね、誰が悪いとかどうのこうの問題じゃなくて、どうやってこれを片づけられるのかというアイデアを出しながら、ぜひこれをとにかくもう見苦しいところから撤去しましょうよ。本当に恥ずかしいぐらいです、はっきり言って。玄関前にああしてですね。これはとにかく片づけることに専念してやっていただきたいと思いますので、ぜひ御協力をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

毎回この問題につきましては、垣花太郎議員から御指摘をいただいている、私どもとしても毎回同じ答弁をさせていただいて申し訳ございませんが、行政もきれいに片づけたという気持ちは一緒でございます。ただ財産の持ち主がいるということ、それと法律のクリアをするところが必要であるということ。その法律等々、規則等々に基づきまして粛々と進めているところでございます。私たちの手から半分はずれて今警察、あるいは漁港管理者である県にお願いをしながら、この仕事を進めておりますが、なかなか前に進まないという現状はございますけれども、そういった中でも私たちにでき得る仕事はしっかりとしていく。これからもしてまいりましたが、これからも一日も早くそれが撤去できるような環境づくりというのはしっかりとやっていきたいと思っておりますので、そこについては本当に私たちも歯がゆい気持ちは一緒でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと。しっかりと私たちは警察、あるいは県と連携をして、この問題については無視をしているわけではなくて協議をしていますので、その辺はですね、確かに一般住民の皆さんの目から見ると遅いんじゃないかという気持ちも重々承知しながら、私たちも法令に触れないような形で仕事をさせていただいているということはぜひとも御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

すみません、村長が話をした後で大変申し訳ないのですが、一応今の状況を軽く説明させていただきます。阿嘉漁港の放置車両につきましては、もともと私が前課にいるときにいろいろ行政手続等を行って、村も悪質と認定して弁護士に相談して刑事告訴等をさせてもらっております。今も警察と一緒に連携を取りながら、また村長がおっしゃったように県の漁港課とも連携を取りながらやっております。またその中で、やはり本

人も、私たちがいろいろ話をして説得させてもらっているんですけども、本人も、当事者も知識があつて勝手に自分のものは触れないよねというところを話してくるものですから、当然警察も私どもも苦慮しているところがあります。また私どものほうで刑事告訴をして仮に逮捕になったとしても、前回もお話させていただきましたが、逮捕されたとしても彼が処分するかどうかは別の話となっていますので、この辺は再度御報告させていただきたいと思ひます。その中で警察と連携しながら、どうやって処理をさせるかというところなんですけど、当然警察も自宅に訪問して話はさせていただいて、自分のほうもずっと電話でのやり取りをさせてもらっている状況であります。その中で、垣花太郎議員からあつた行政代執行とかいろんな提案があつたんですけども、やはり村としても行政代執行を行つても、彼が悪質なのでまた同じことをやりかねないというところがありますので、その辺はどうか本人に処理させるようには持つていっているところがあります。またその中にはひとつ、本人の身内と連絡が取れるようになって、その身内の方とも連携して、その身内の方は御理解いただいて、自分の兄弟ということなのでその辺はびっくりして、その放置車両についてもですね、協力したいということですので、連絡を取り合いながら警察、また身内の方と連携して、垣花太郎議員がおっしゃつたように一日でも早く撤去できるように努めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。皆さんが努力していることもよく分かりました。こういう形で一步一步進めて、いち早く、できれば今年いっぱいにもできるような形で、ぜひお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。以上、私の一般質問を終わります。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これで垣花太郎議員の一般質問を終わります。

引き続き、6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。2日間よろしくお願ひいたします。統一地方選挙も無事終わらして、それぞれの支持する候補者へ貴重な一票を投じていただいた有権者の皆様には本当に感謝申し上げます。今回はトリプル選挙となりまして、選挙管理委員会の皆様も大変御苦労なされたかと思ひます。お疲れさまでした。私自身、次期の議員としても支持者から今後の村の大きな未来を決める決定権を与えられた分、多くの村民の声が生きてくる議員活動、そして議会活動をしっかりと実行に移していきたい所存です。執行部の皆様におかれましては引き続きよろしくお願ひいたします。現職の議員とは今定例会が最後となります。2期8年間、ほぼ同じ顔ぶれでの議会運営でした。長いようで短い期間でしたけれども、感謝とお疲れさまを申し上げます。それでは一般質問を通告書に沿って伺っていきます。

まず1点目ですね、円安やウクライナ的情勢等の影響によって原油価格や物価が高騰し続けている件ですけども、食品についての値上げが今2万品目を突破しています。来月10月にはさらに6,500品目の値上がりが見込まれております。値上げラッシュの第3波というふうに報道でもいわれています。燃料につ

いては今年に入ってずっと1リットル当たり150円を超えて、恐らく現時点で184円当たりになっていると思うんですけども、この燃料に関して特にこのトップシーズンに大きな影響を受けた事業所が多くいらっしゃると思いますが、その事業者に対しての助成金、または寄附金など、村独自で何か検討なされているか伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

おはようございます。また2日間よろしく申し上げます。こちらのほうについてお答えさせていただきま
す。本件につきましては、以前より宮平議員より御提案を受けているところで、各課で検討させていただきました。今回ですね、村独自といたしますか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国の交付金を活用して、その中で原油価格、物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援、こちらを活用して各課分を取りまとめておりますので、代表して総務のほうでお答えさせていただきます。現在、交付金を活用した事業が4事業実施予定となっております。まず1件目、船舶・観光課のほうにて県の復活支援金受給者と同じ支給条件として、飲食店以外の事業者の方へ事業者当たり7万円の給付を予定しております。現時点で村内144事業者を対象に予算額約1,000万円の支給を見込んでおります。これについてはホームページ、広報を行いながらの事業者からも申請していただいた後に支給予定となっております。

続いて2件目でございますが、これは住民課が主管となっております高齢者を対象とした事業となっております、80歳以上の敬老祝い金ですね。これは対象者が今76名おりますが、これに2万円を継ぎ足して給付いたします。予算としては約150万円を見込んでおり、高齢者に負担のかからないようにスピード感を持って給付できるよう、申請の必要のないプッシュ型を指定された口座への振込となっております。

続いて3件目の予定ですが、教育委員会にて村内幼・小・中、生徒を対象とした、いわゆる給食費の全額免除を10月より年度内3月までの6か月間実施予定としております。総事業費は約200万円を見込んでおります。4件目は同じく教育委員会、こちらも村内幼・小・中の生徒を対象とした、本島往復間の船賃の3回分の全額免除を年度内期日に実施いたします。こちらのほう総事業費を約90万円見込んでいるところでございます。

なお、4件の事業に関しましては、追ってあります補正第4号、それから追加議案であります補正第5号で予算の計上を提案しておりますので、こちらについてはまた追って御審議のほうをお願いしたいと思います。以上4件、国の交付金を活用して対応させていただく予定となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。沖縄事業者復活支援金が対象ということで、この7万円ですか。飲食店に関しては対象外にだと思えますけれども、これは県の感染拡大防止対策協力金が4月までに10回あったので、その受給があったからという理解でいいですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

おはようございます。2日間よろしく申し上げます。今、宮平議員がおっしゃったとおりです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。失礼しました。引き続き対応をよろしくお願いします。

2点目は、村内各地の危険性のある場所についてです。具体例を挙げますと、各区の港には船に人が乗り降りしやすいように階段が設置されておりますけれども、せっかく安全に乗り降りするために整備した階段も付着藻類、藻とかノリですね、方言で言えばオーヌイというんですか。それが付着して、転倒したり海中に転落するといった事故の懸念があります。多分、青のゆる館の向かいの護岸の階段もそうですね。滑る危険と、スプレーで書かれてはいますけれども、私、兼業で船を所有していて、係留している、近くにいるものですから、よく観光客に注意を呼びかけてはいるんですけども、今年は私が目撃しただけでも4件あります。それ以上あると思うんですね、その中の一人の方ですね、足をひねって歩けなくなってしまって、宿泊先に連絡して迎えに来ていただいて、診療所に向かわせました。だからそのお客さんはせっかくここにいらしたのに、その後のマリンレジャーは恐らく何もできなかったと思います。もう松葉づえで帰るぐらいのひどい感じでしたね。あとはニタの浜とかチシの浜に下りていく道、そういうところとか座間味シルーとか、たくさんあると思うんですけども、そのような場所の入り口に注意喚起の看板を立てる必要があると思います。最近はSNSなどで情報が回って、結構マニアックなポイントでシュノーケリングを行っている観光客も増えてきていますので、単独で行って動けないぐらいの事故になったときには本当に怖いと思います。これは。あとはPTAでも調査はしているんですけども、毎年。車両の増加傾向があるので、子供たちが走ってとか、自転車で飛び出しそうな道路も多々あります。例えば僕も15年前ぐらいに漁協とコミュニティの間、ガジュマルがあるところの間の道を信号のほうからお墓向けに走行していました。その漁協とコミュニティの間から子供がノンストップで港に自転車を走らせていました。もうひいてもおかしくないぐらい急ブレーキをかけて、もうヒヤッとして。見たらうちの甥っ子だったんで、すぐメーゴーサーくわーしたんですけど、そこはですね、本当に何回もそういうヒヤッとする部分があると聞いています。そういうところもあるので、村民や観光客が安全に過ごしていただくよう、チェックして。先ほど太郎議員からも草がぼうぼうして危険な箇所があると。たまたまそういう一般質問があったんですけども、そういうところをチェックして、対策を行う必要があると思うんですけども、見解を伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

改めておはようございます。2日間よろしく申し上げます。それでは私のほうで港の件についてお答えしていきたいと思います。村内にはけがをしやすい箇所に、かっこうの階段での転倒が挙げられておりますが、原因となります階段に付着したノリについてはですね、基本的には利用者の皆様で日常的な管理を行っていただいておりますが、特定の利用者がいない階段につきましてはノリが生えており危険な状態であることを確認しております。利用者の多い箇所につきましては周知を行っておりますが、それでも滑って転倒する事案が発生しているため、現在行っております港湾施設維持管理業務の中で階段部分のノリの駆除等、あらゆる方策を講じてまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

村道、林道の部分についてお答えいたしたいと思います。村内の道路、林道は定期的に巡回して点検等は行っていますが、再度点検して危険箇所があれば、修繕等や立入禁止の看板等の対策を実施していきたいと思っております。また危険箇所、私らが分からない部分があるかもしれませんので、その辺の危険箇所があ

れば情報提供の呼びかけをいただいて、そこも修繕等とか立入禁止等の措置をしていきたいと思っております。

もう1点、交通規制の部分につきましては、基本的には交通規制は大きい部分については公安委員会とか警察の範囲になっていますが、簡易的なスピードを落とせとか、そういう路面に標示する部分、止まれとかそういう表現は認められておりますので、そこは警察、公安委員会と協議してそういうのを設置していいか。また路面に標示していいか、そういう検討をしながら交通安全の対策を実施していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。担当職員だけではチェックするのも限界があると思いますので、今産業振興課長がおっしゃったように村のホームページとか広報紙とか、また掲示板などに島内の危険箇所についての情報提供を求める案内を定期的に行うのもいいかと思えます。

最初に申し上げた港の階段のノリ対策については、危険箇所ははっきりしているので、そこは専門業者に頼んで、例えば滑り止めコートとか滑り止めのマットとかいろいろあると思いますので、そこは本当にけがする前、人が安全な乗り降りができるように早急に対応してください。よろしくお願いします。

続きまして、3点目ですね。自船で来島いただくお客様についてですけれども、しっかりとしたデータは分からないんですけれども、以前に比べて自己所有の船とか、事業者の船舶で御来島いただいた方々が増加傾向にあると思えます。その中には所構わずアンカーリングしてマリンレジャー、シュノーケリングとか、またジェットスキーで、バナナボートまで持ってくる業者も多々ありますので、私も営業中で、もちろんお客さんを乗せていないときなんですけれども、珊瑚礁などにアンカーリングしている船の船長に何回も注意したことがあります。中にはもちろん嫌な顔をされるときもあります。あなたは誰？ みたいな感じでちょっと威圧感のある人もやはりいたので、今のところはそういう大きなトラブルはないんですけれども、個人的に注意するのは限界があると思いますので、自船で来島いただくお客様の中には、どこにどう問い合わせればいいのか分からない人もいらっしゃると思います。手取り早いところでホームページを活用して注意事項を載せるだけでも、それが少しずつそういう来島する方々に浸透していけばいい効果が出るのではないかと思います。サンゴの保全とか、地元マリン業者とのトラブルを避けるためにも、私は大きな案件だと思っていますので、早急な対応が必要だと思えますが、どのような対策ができるか伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。沖縄本島から自船で来島される方が島の周辺海域でアンカーを打ってレジャーを楽しむ方がいらっしゃるのを把握しております。それらでサンゴへの被害が発生することも想像に難しくありません。現状といたしまして、法令で規制することは難しい状況にあります。予算を必要とせずすぐに実行できる対策として、沖縄本島の使用マリーナへの呼びかけを検討しております。法令での規制ができないためあくまでもお願いベースになりますが、貼り紙等を作成し、周知することで多少の抑制にはつながると考えております。また見守りや目撃した際の注意についても行政だけでは難しいため、村内の各事業者との連携が必要だと考えております。関係団体から原因を調査してその辺を抑止していきたいというふうに捉えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

先ほども言ったんですけれども、私が注意しにいったときに、一体あなたは誰ですかみたいな感じで見てくる人もいます。船の所有者は島にたくさんいるので、その全員じゃなくてもいいんですけれども、その中にレンジャー部隊じゃないんですけれども、堂々と私はこういうものですと示して注意する義務があるので、あなたを注意しに来ましたという感じですね、何か大げさな団体じゃなくてもいいんですけれども、そういうのをつくって、警察手帳じゃないんですけれども、そういうものを見せながら注意できれば注意しやすいなと思っています。ちなみに平成20年に渡嘉敷村と座間味村の共通のガイドラインが制定されておりまして、アンカーリングについて次の内容を読み上げますね。1つ目、ボートの係留は原則ブイを取る。2つ目、アンカーを打つ場合にはサンゴのほか水中環境にダメージを与えない方法で行う。方法については地域で行うアンカーリングトレーニングに参加し、理解、実行できるようにする。無断でブイを設置をすることは禁止するという内容で記載されています。ちょっと分かりにくい内容もあるとは思いますが、19ページ中の13ページにあるんですけれども、果たしてこの内容をダイビング専門店以外の方がいらっしゃる船長がこの内容を確認しているかという、ほとんどの人が見ていないと思うんですね。だからそういうのもあるので、よく海は皆のものだからと逃げる人もいますので、今の状態を放置していくと、本当にサンゴはもう減っていくと思います。傷んでいくと思いますから、今後いろんな問題が生じてくると思いますから早急に対策していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

宮平議員、貴重な御意見をありがとうございます。今後ともよろしく願いします。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。私からは以上です。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

これで宮平清志議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き一般質問を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

皆さんおはようございます。2日間よろしく願いいたします。皆さん、同僚議員がおっしゃったように一般質問をする前に、今回のトリプル選挙、当然私たちも選挙運動等いろいろな形で慌ただしい一、二週間でした。皆さんが一番かしまさしている宮平喜文もどうにか通っていますので、あと4年間、またひとつよろしく願いしたいと思います。それから同僚議員の中村 勇議員、8年間御苦労さまでした。お疲れさまでございます。ということで、これから一般質問にまいりたいと思います。

まず、不定期航路について。これは最近つい耳にしたことなんですけれども、この話は本当なんですか。まずそれから伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

本当といいますと、どういうことでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

要は、その不定期が本村に寄港する、要するに乗り入れする予定ということを知っているんですけども、これが本当なのかどうかということです。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

本当の話です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

そうだったら話は進めやすいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

先ほどの答弁は訂正します。それでは、今話せることだけ私のほうからお話しします。現在、沖縄本島の事業者が本村への不定期航路事業を行うために、各種手続を行っていることは把握しております。不定期航路事業の許可については、航路の拠点をも管する地方運輸局長の権限があるため、許可されているか否かは把握しておりません。本村に対しまして、港湾設備、船を停泊させるための港湾施設許可申請書が提出されており、沖縄県港湾管理条例第3条に定められる禁止行為に該当しないことから、同条第7条及び第24条に基づき港湾施設の使用について許可をしているところであります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

何か分かるようで分からないような感じで。ただ、私が今入手している情報だと、県も村もオーケーしていると。あとは漁業従事者、漁業者がどう判断するか、私はもちろん、まだ漁協にも理事会を開いたとかそういう話も全く聞いてはいないんですが、これは今話を聞くと何か非常に、何かすっきりしないような感じがするんですね。当然、今皆さん休憩中でいろんな話もされたんですが、仮にこれがたとえ本村のオーケーじゃなくて、県がオーケーした場合に、本村にとって、これ村長、自慢の高速船、フェリー、1航海で700名も人が運べるような時代に、本当に不定期が入ってきて観光の底辺が崩れかけることも大いにあり

得るわけですね。今言うように、はっきりしていないと言っていますが、この某事業者であろうが、この某事業者といえば六、七年前のクイーンのバース問題で揺れた、どこの海運業者であろうが、どこの事業者であろうが、私たちとしてはこれは許してはいけないんじゃないかなと。だから今そこにいる同僚議員でさえ、みんなこの件に関しては誰も知らないんですね。だからこれって、本当に、これだけお互い議会したりいろんなことはあるけど、この話はもちろん、皆さんからこんな話もあるんだけどという話も一度も聞いたことがないし。あるいはこれは皆さんちょっと逃げているかもしれないけれども、これは私たちが認めるものじゃないから、県が認めるものだからということになるけど、仮に認められたときに寄港するのは座間味村ですから、多かれ少なかれこれはまた大きな問題になると思うんですよ。私はその辺をそうならない前に、本村では当然議会にもかけるとか、民意をただすとかそういうことをある程度前もって心得ていないと、県が認めたから、じゃあ入れますというような形になってしまうと、恐らく私は、住民は、また浄水場の問題ですけれども、浄水場の場合は二分化しましたけれども、この問題は99%村民は反対すると思いますから。だからその辺が、あくまでも入れた場合の話ですけれども、恐らく皆さんの答弁では入れるか入れないかまだはっきりしていないから、そこまではできないということになるかもしれないんですけども。やっぱりその辺はこれから先、確立したものをちゃんと村の考え方、あるいは議会、村民、漁民、いろんな民意をただす方向性を皆さんが持っていないと、後々いろんなことが起こらないかなということが懸念されるんですが、これどうですか、村長。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件につきましては、いろいろな考え方があると思います。私も心情的に言いますとできるだけ入ってほしくない。なぜならば私は公営企業、船舶の経営者でもありますし、そういった意味での経営についても圧迫するんじゃないかとか。あるいはこれまでやっていなかったこと。過去にもあったようで、それを食い止めてきた民意があったという話も聞いております。ところが私どもは条例、法律に基づいて仕事をさせていただかなければいけない立場にあるというのも一方で御理解をいただきたいと思っております。その港湾の使用については県条例に基づいて、先ほど答弁がありましたとおり許可をしない理由がないので、許可をさせていただきました。ただ、あくまでも使用条件というのをつけさせていただいて、村内の各種団体等にその旨を通知して、トラブルが起きないように、そういった細かいところでの10点ほど、これはそれ以外にも、例えば工作物を作つてはいけないよとか、いろんな条件を付した上でやっております。また私たちとしてはこのペーパーを渡すときに、口頭ではありますが、私たちは航路事業者でありますよ。そこを使っているんで、使っていただいている手前、私たちの営業に、経営に支障を来すような営業活動はしてほしくないと。ただ、先方はこの事業に関しては乗り入れる場合には地元の事業者と港湾局に対しての話をしているようですが、地元の事業者と連携をして、地元にもメリットがあるような環境でその旨、事業を行ってきたいということで、地元の方々との連携も視野に入れているといえますか、既に連携をしてやっているという話も伺っておりますので、全くその事業者、船舶事業者だけが利益を得るような活動ではないということもお伺いしております。ですので、地元の事業者とタイアップをするとすると、私たちとしては先ほどの

条件を付した上であくまでも港湾の施設使用という形で許可を出したということです。宮平議員がおっしゃることは重々、気持ち的には分かりますけれども、簡単に決まり事をですね、大変申し訳ないんですが、覆すことは非常に難しいというのが現実でございますので、そこはいろんな形で連携を図りながら、住民に迷惑がかからない。トラブルが起きないように環境づくりをしていこうというのは私たちはもちろん考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今の話を聞くと、最初のほうはまだ許可はしていないと。ところが今の話を聞くと、もう許可をしているという内容になっていますが、じゃあ我々議員、あるいは民意の皆さんにはこのことが起こったときにはどのように我々は答えればいいんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

許可をしているしていないというのはですね、港湾施設を、港を使う許可に関しては県の条例に基づいて許可をしている。不定期航路の許可に関しては、私たちではなくて県でもなくて、国の港湾局の権限です。ですから私たちはそこに関しては分からないということです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いろいろありますけれども、でもこれは村長、やっぱり議会にもかける必要はなかったかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

大変申し訳ございませんが、あくまでも県の条例に基づいての仕事をさせていただいておりますので、議案としてそぐうものではないというふうに私は考えます。地方自治法の中にもあるとおり、議会の議決を付するものにはいろいろなものがあると思います。例えば契約、あるいは予算等々ございますが、その議会の議決を得る必要のある事務手続ではないというふうに認識をしております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

さっきから言っているように、本当に航路に関しては相当力を入れて、自慢のフェリー、自慢のクイーンをつくってね、これだけ1航海で700名、1日に1,000名余りを運べる、3航海あるときは。こうした基盤づくりをしていながらなぜそこまでなったのかなと。もちろん地元の事業者が協力する、地元の事業者がある程度潤うというような話も今お聞きしましたが、極端に言えば全く関係ないわけじゃないんですけど、大体予想はつくんですが、それとこれとは私は別問題と思ってあえて今回この問題を取り上げているわけですけども、これは本当に、さっきも言ったように、住民が少しでも騒ぎ立てたときにどう沈めるか。私ははっきり言ってこれはちょっとやっぱり多かれ少なかれ、さっきも言ったように問題は起こると思うんですよ。以前言ったように、昔の人たちが入ってくるときに栈橋まで行って防止するというような、役

場の三役まで行った経緯もありますし、そういうところからして何か非常に知らないところで物事が進んでいるような気がしてですね、何かあまりにも腑に落ちないんですね。ですから、ここに同僚議員がいるけれども、先ほど休憩中に聞いたらほとんど知っている人は誰もいない。聞いたことないというような感じの話ですから、やっぱりそういうものは、例え村の権限ではなくてもこういうことが起こりますよ、こういうことがありますよということは前々からよく言っているんですけども、ある程度話してもらわないと、私たちは住民に突っ込まれるのは当然皆さんも、同僚議員が、君らが許可したのかということも当然言う人はいます。そうなったときにさっきも言ったように、非常に困りますので、やっぱり民意を持って議会にかけるべきじゃなかったかなというふうに思うんですが、今村長の答弁を聞いていると、それはいろいろ条例等、いろんなことがあってそういうわけにはいかないということになってはいますが、でも住民はそれでは納得しないと思うんですね。それでどんな形で、最後に住民に納得させるか。もう一度、最後お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

何度も申し上げます。まずポイントは、私たちは港湾の施設の使用の許可を出したということだけです。不定期航路はあくまでも私たち市町村の権限ではないというのは大前提で、今日は傍聴もいらっしゃいますので、これがまた間違った形で、座間味村が不定期航路を許可した、村長が許可したというふうな話になると非常に困ることになりますから、そこだけはあえて申し上げて話をさせていただきますが、条例、規則の許可に関しては行政が判断をさせていただいております。もちろん、これは法律、あるいは条例等に基づいて判断をさせていただきます。各種それ以外にも事務手続の中で許可を出す、許認可を出す権限も沖縄県であったり市町村には与えられています。それは多岐にわたります。その中の一つでありますので、それを大変申し訳ない言い方かもしれませんが、議員の先生方に一つ一つ許可の内容、話をさせていただいて、その都度話をして、説明をして許可を出すというのは物理的に厳しいものがあるかと思っております。ただ、そうは言え、喜文議員から指摘があったことも私たちは把握をしているので、最初の答弁で申し上げたとおり非常に懸念はしていますよと。ただ、そういった中でどうするかというと、私たちは事務手続を粛々と進めていかなければならない立場の中で、できることといえば、例えばこの使用条件の中であくまでも港を使うという意味ですね、使用の際は村内の各種団体等にその旨を通知して、こういうことをやりますよと、トラブルを回避してくださいねというような文言をつけさせていただく。私たちにできることはしっかりやっていきたいというふうに思っておりますし、これからもこの許可に関して、あるいは会話をする機会もあろうかと思えます。そういったところでも過去の話もさせていただきながら、住民の理解を得ながらそういうことをさせていただきたいという話をする。それは私たちの責務だとは思っております。あと地元の事業者、どことは言いませんが、そこも一生懸命やっていきたいということで、地元の事業者に利益が出てくるということも多少なりともあるというのであれば、そこは100%とは言わないですが、多少なりとも加味する必要もあるというふうに思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。その一事業者、一航路会社を入れることによって、さらにいろんな面で他の事業者も参入するというようなことにはならないように、もちろんできるんだったらこの事業所も入れてほしくはないんですが、この問題は今まで、さっきから言っているようにまだ進んでいる状況じゃないし、本当にあるのかないのかまだ見えないところも結構ありますから、ちょっと注視しながら私たちも見たいと思います。

この問題に関しては終わります。

続きまして、加工センターについて。私も議員になって8年、加工センターの問題に触れたこともないんですけども、実は個人ごとで申し訳ないんですけども、選挙運動期間中にいったら、そこの利用者から、おい、議員が条例を改正して料金も上げたというじゃないか。この施設はある程度老朽化して、電気もつかないし、ついているところもあるしと言って、さらに家賃が30万円ぐらいで、今減免して17万5,000円ぐらいになっていると。このコロナ禍の中で本来は免除してやるべきものが、お客さんも少ない、しかも商品ももちろんお客さんが少ないから売れるものも少ない、それを売ってしまえばその使用料となって全部消えていくということをおっしゃったんですね。ですからその辺が皆さん執行部としてどのように捉えているのか。このコロナ禍の時代で。私は運動しに行って、逆に叱られて、さっきも言ったように加工センターにはほとんど携わったことがないものですから、その辺をどのような感じで、感覚で持っているのかをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。まず詳細につきましては、担当課長から話をさせていただきますが、大前提といたしまして、コロナ禍の中非常に経営が厳しくなっている。これは重々承知しております。飲食店だけではなくて、観光関連事業者、小売店、全てにおいて厳しい状況が続いている。一方で7月から観光客が戻ってきております。8月はコロナ禍の前に迫る勢いで観光客が戻ってきたということがまず一つございます。飲食店に関しましては、これまで7度、国の支援金を活用したり、あるいは直接沖縄県から協力金という形でその都度コロナに対する支援を行っているという事実もございます。ですから今回の料金の改正とコロナとはまずは切り離して議論をするべきだというふうに思っていますので、まず大前提としてそこは御理解をいただきたいと思えます。コロナで疲弊しているのは重々承知しております。しかしながら、公平性を担保しないといけない。あるいはコロナの中で協力金という形で飲食店には協力金を準備をさせていただいております。その流れで今回、あとで条例で出しますけれども、飲食店以外の皆さんに対しても物価高騰も含めて何かしらのお手伝いをさせていただきたいというのが大前提としてありますので、それを御理解の上で課長からの答弁を聞いていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。この条例の改正の部分について、また御説明しながら、利用状況について御説明したいと思います。利用状況につきましては、現在6名が利用しております。また利用料金につきましては令和4年4月1日より条例並びに規則の整備を行い、利用箇所を施設保管場所と定めて施設の管理を行っております。改正後の料金に関しましては維持管理費を施設利用料で運営できる金額として制定しております。条例前は3名の利用でしたが、条例改定後は6名が利用しております。利用料に応じての料金で今までがなかったために、公平性を担保するよう応分の利用負担を勘案して料金の設定をしております。料金の改定前と高いんじゃないかという話があったということだったんですが、料金の設定は条例前と今回と単位がちよっと違います。例えば条例改定前は冷凍庫の使用料、10キロ以上は1日500円でした。ただ条例改定後は、量に応じて、使う施設の範囲に応じて料金の設定をしております。だから多く使う人は料金が高くなりますし、少なく使う人は料金が安くなっております。一概に料金が高くなったというわけではなくて、施設利用者の利用料に応じての料金設定にしております。それは多くの住民が施設利用をこれからしていた

だきたいということで、今までは数少ない方が利用されておりましたが、今はまた利用者も増えております。改訂後、新規で3名が利用しておりますが、その方々からは利用料金が高いという話は一切聞いておりません。別に使っている分について何か苦情があったということはありません。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、6名の利用者がいるということで、これは例えば、私もこの前、ちょっと中に入っていったら1人がいっぱい梱包して、いろいろ商品をやっていましたが、その6名の人たちはここは冷凍庫も冷蔵庫もあるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

冷凍庫も冷蔵庫もあります。調理室もございます。保管庫もあります。これは全てそれぞれに、今までは料金の設定がありませんでした。冷凍庫は10キロまで1日500円という設定で全てが使えるような形になっておりました。そうすると、要は私物があちこちに置かれてほかの人が利用できない状況に改定前はございました。そこは改定して、皆さんが使えるように。要は保管庫に置くんだったら料金幾らですよ。冷凍庫を使うんだったら幾らですよというふうに全部利用量に応じて金額を設定しています。これは利用者の応分、要は利用料についてその分は料金をいただくということで公平性を担保しているつもりでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ここはいろいろ、利用している人、冷蔵庫を利用している人、区分があんまりよく分からなくて、最近また生魚とかそういうのを入れる人がいるというようなことで、その借りている人たち同士のトラブルというのは起こりかねないですか、どうですか、今。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

現在、料金の設定は一区画幾ら、例えばスペースが小さいところは2,750円、大きいところは8,250円、一区画。というふうに量に応じて設定しておりますので、そこは利用者が契約している形になっています。棚の範囲をですね。そこにその利用者が入れる。本来はそれ以外のところを、契約している以外の場所に入れてはいけないということになっておりますので、それぞれに皆さんに鍵を渡していて、個別に管理していただくようになっておりますので、今までトラブルがあったという話は聞いておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これは今、減免をしているということなんですけれども、この減免をまた元に戻すという、先ほど村長から、今はコロナ禍も、だんだんお客さんも増えてきている、だんだん儲かってくるはずだというようなニュアンスの発言でしたが、これの減免の解除期間はいつですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

減免をしているというのはコロナとは全然違っておりましたですね、先ほど話をしたコロナに対しては、例えば飲食店であれば協力金を準備させていただいていますよ。あるいはそれ以外のところでも、これまでも座間味村独自の事業者に対しての最大30万円ですか、これまでの協力金であったりとか今回の補正予算で上げている金額を出していますということです。減免に関しては産業の育成とかそういった形で施設使用料が一定の金額ありますけれども、条例の中でその他産業の育成等々、村長が認めるものに関しては減額、免除をすることができるということがありますので、コロナとは関係なく減免措置を取らせていただいて、産業の育成、あるいは事業者が困らないような形を多少なりともつくらせていただいている。そういう措置を取らせていただいているということはぜひ御理解をいただきたいと思います。その上で今回規則も変えますけど、変えますけど、あくまでも先ほど話をしたように公平性の担保、これだけのものも、これの10倍でも同じ500円ですかという話だと私は思うんです。船でも容積で料金を換算させているのと同じ発想で公平性を担保するというでこういうことを考えさせていただいておりますので、ただ料金が改定されたということだけではなくて、公平性の担保、あるいはそれ以外のところのお手伝いをさせていただいているのもぜひ御理解いただいた上で御議論いただければと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。それと利用者からですけれども、電気等があちこち切れているということでもありますけれども、これは修理とか電球を替えるとかそういうことは可能なんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

施設の老朽化に伴って、調理室の部分について電気系統の不具合が発生している部分がございます。そこについては専門業者の修繕が必要となると思いますが、そこは電気系統が分かる修繕業者、見積りを取って予算を組んで修繕等を行っていきけるようにしていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。たまに担当者も回って、その辺、十分点検しながら速やかな運営でやっていくようお願いいたします。その件に関しては終わります。

次は、先ほどもちゅら島パトロールについてお話がありました。私も6月20日、阿佐、阿真の2か所を皆さんと歩きました。もちろん役場から改善通知も来ています。さらに回答者には通知して指導を行ってまいりますということが来てはおりますが、これは実施したのが6月20日、あと五、六日でまる3か月になるわけですが、これは今後どのような形で指導していくのか。まずそれからお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

先ほどもお答えしましたとおり、原因者の方に通知を行うなど適正に処理をするよう促していきます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはいつからやるんですか。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

もう通知のほうは行っている方もいますし、口頭でお伝えしている方もおります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。こういうふうにももちろん写真はありますけれども、これも月日がたつと草木が生い茂って余計どこに何があるか分からなくなりますので、こういうのは早めに早急に手を打たないと、あと隠れて分からなくなります。それはもちろん不明者らも含めて早急な処理をお願いしたいと思います。

それと関連して、皆さん、畑に……村長、畑を見にいったことがありますか。昨日も行きました夕方。山の下にジェットスキー、それから船外機の下のパラの部分、それから冷蔵庫、あらゆるものがいっぱいあるんですね。さらに陸側、ここにも業務用冷蔵庫、それから自転車、いろんなもの。毎月増えていっているんですね。結局、誰かがああして置くと、結局みんな知らないうちにみんなあちへ持っていくから、あそこは以前、相当皆さんで片づけたはずなのに、知らないうちにだんだん増えていっているんです。それから今、車検場、整備工場がやっているところにも昔からあるジープのもの、それからそこにまた軽自動車が置かれている。その上にオートバイが置かれている。こうしていると本当に次から次、分からないうちにこういうのをみんな持ってきて捨てる。特に今ごみ処理問題というのは燃えないごみ、不燃物とか、ごみ処理場で処理できないものに関しては、こういう人の目をくぐってあちこちに不法投棄が今始まっています。タカシタへ行ってもあります。田んぼの中にも。だからこれは何らかの策を講じないと、座間味はみんな不法投棄の島になりますよ、今の状況でいくと。この辺を村長はどのように考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。それも踏まえて、過去にちゅら島パトロール条例というものを議員の先生方の同意を得て条例を制定させたという経緯、それからそういった経緯を含めてこの条例の中でパトロールをさせていただいているということでございます。まず、不法投棄につきましては私たちが把握していない部分もあろうかと思っておりますので、そこについてはぜひ御教示いただければ、私たちがそれなりのことをしたいと思っておりますけれども、先ほどの漁港の廃車の件と一緒に、財産の問題とかいろいろありますので、簡単には動きません。それと私たちは議員の皆さんと一緒に条例をつくって、条例以前の話だとは思いますが、村民は不法投棄はしていけないという当たり前の条例をつくらせていただきました。これは歩きたばこも一緒です。行政にも限りがございます。私から訴えたいのは、ぜひとも私たちでできるところはしっかりやっていきますけれども、村民の皆様にもそういった最低限のマナーといいますか、決まり事といいますか、そういったことは御理解をいただく中で不法投棄をしないでいただきたい。そういう呼びかけもしなければいけない時代になってきたのかなと思いますと、多少私も残念に思っておりますが、広報等を通じて、これからは不法投棄に関してはしっかりと禁止のですね、やってはいけないという周知をさせていただきながら、これは行政だけではなくて議会、あるいは地域を巻き込んでやっていかなければいけない問題だというふうに思っておりますので、議員が憤るのも重々承知しておりますけれども、こればかりは行政がどんなに頑張ってもい

たちごっこのようなところもあってなかなかできない。そこも御理解をいただいた上で一緒に撲滅に向けて頑張っていこうではありませんか。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

もちろんちゅら島という言葉があるぐらいですから、だんだん不法投棄を押さえるように、なくすようにしていかないと、今おっしゃるようになりますね、私も含めてそれはやっていきますけれども、そういうことでこの一般質問は終わります。

今回、質問は少ないけれども、次、決算議会でですね、疑問な点は決算議会で質問させていただきます。一般質問はこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

これで午前の会議を閉じます。午後は1時30分から会議を再開します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これから午後の会議を開きます。

日程第6．認定第1号 令和3年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲 村長。

○ 村長（宮里 哲）

午後もよろしくお願いいたします。なお、今回の認定第1号から認定第8号までの詳細につきましては、せんだって行われました協議会で説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたしまして……、訂正をいたします。説明しておりませんでしたがお手元にお配りしている内容でございます。後ほど質疑等でお受けをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

認定第1号

令和3年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥2,089,660,289
 歳出決算額 ￥1,891,513,973
 歳入歳出差引額 ￥198,146,316

令和4年6月13日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

一般会計

区 分		金 額	
1.	歳 入 総 額	2,089,660 千円	
2.	歳 出 総 額	1,891,513 千円	
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	198,147 千円	
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	－ 千円
		(2) 繰越明許費繰越額	46,438 千円
		(3) 事故繰越し繰越額	－ 千円
		計	46,438 千円
5.	実 質 収 支 額	151,709 千円	
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	－ 千円	

令和3年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		76,549,000	79,177,654	71,764,437	18,114	7,395,103	4,784,563
	1 村民税	33,279,000	34,056,583	33,707,646	18,114	330,823	△428,646
	2 固定資産税	32,980,000	34,772,600	27,733,520	0	7,039,080	5,246,480
	3 軽自動車税	4,071,000	3,965,200	3,940,000	0	25,200	131,000
	4 村たばこ税	3,349,000	3,562,571	3,562,571	0	0	△213,571
	5 法定外目的税	2,870,000	2,820,700	2,820,700	0	0	49,300
2 地方譲与税		7,523,000	7,803,000	7,803,000	0	0	△280,000
	1 地方揮発油譲与税	1,928,000	1,952,000	1,952,000	0	0	△24,000
	2 自動車重量譲与税	5,421,000	5,587,000	5,587,000	0	0	△166,000
	3 地方道路譲与税	0	0	0	0	0	0
	4 航空機燃料譲与税	0	3,000	3,000	0	0	△3,000
	5 森林環境譲与税	174,000	261,000	261,000	0	0	△87,000
3 利子割交付金		38,000	33,000	33,000	0	0	5,000
	1 利子割交付金	38,000	33,000	33,000	0	0	5,000
4 配当割交付金		135,000	195,000	195,000	0	0	△60,000
	1 配当割交付金	135,000	195,000	195,000	0	0	△60,000
5 株式等譲渡所得割交付金		122,000	236,000	236,000	0	0	△114,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	122,000	236,000	236,000	0	0	△114,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
6	地方消費税交付金	19,190,000	21,884,000	21,884,000	0	0	△2,694,000
	1 地方消費税交付金	19,190,000	21,884,000	21,884,000	0	0	△2,694,000
7	自動車取得税交付金	1,080,000	452,000	452,000	0	0	628,000
	1 自動車取得税交付金	0	0	0	0	0	0
	2 環境性能割交付金	1,080,000	452,000	452,000	0	0	628,000
8	地方特例交付金	0	1,811,000	1,811,000	0	0	△1,811,000
	1 地方特例交付金	0	266,000	266,000	0	0	△266,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0	1,545,000	1,545,000	0	0	△1,545,000
9	地方交付税	1,061,899,000	1,098,408,000	1,098,408,000	0	0	△36,509,000
	1 地方交付税	1,061,899,000	1,098,408,000	1,098,408,000	0	0	△36,509,000
10	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	0
	1 分担金	0	0	0	0	0	0
11	使用料及び手数料	60,661,000	62,097,580	62,061,750	0	35,830	△1,400,750
	1 使用料	55,666,000	56,277,660	56,245,430	0	32,230	△579,430
	2 手数料	4,995,000	5,819,920	5,816,320	0	3,600	△821,320
12	国庫支出金	245,901,000	164,241,341	161,744,341	0	2,497,000	84,156,659
	1 国庫負担金	35,262,000	35,683,274	35,683,274	0	0	△421,274
	2 国庫補助金	209,227,000	127,141,681	124,644,681	0	2,497,000	84,582,319
	3 国庫委託金	1,412,000	1,416,386	1,416,386	0	0	△4,386

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
13 県支出金		394,308,000	276,079,401	276,079,401	0	0	118,228,599
	1 県負担金	14,511,000	15,340,267	15,340,267	0	0	△829,267
	2 県補助金	350,495,000	231,993,565	231,993,565	0	0	118,501,435
	3 県委託金	29,302,000	28,745,569	28,745,569	0	0	556,431
14 財産収入		340,000	567,321	567,321	0	0	△227,321
	1 財産運用収入	340,000	567,321	567,321	0	0	△227,321
15 寄付金		2,778,000	2,577,000	2,577,000	0	0	201,000
	1 寄付金	2,778,000	2,577,000	2,577,000	0	0	201,000
16 繰入金		146,385,000	146,369,000	146,369,000	0	0	16,000
	1 特別会計繰入金	13,402,000	13,402,000	13,402,000	0	0	0
	2 基金繰入金	132,983,000	132,967,000	132,967,000	0	0	16,000
17 繰越金		113,330,000	113,329,449	113,329,449	0	0	551
	1 繰越金	113,330,000	113,329,449	113,329,449	0	0	551
18 諸収入		24,020,000	35,442,590	35,442,590	0	0	△11,422,590
	1 延滞金、加算金及び過料	97,000	55,131	55,131	0	0	41,869
	2 預金利子	1,000	2,296	2,296	0	0	△1,296
	4 雑収入	23,922,000	35,385,163	35,385,163	0	0	△11,463,163
19 村債		187,603,000	88,903,000	88,903,000	0	0	98,700,000
	1 村債	187,603,000	88,903,000	88,903,000	0	0	98,700,000
歳入合計		2,341,862,000	2,099,606,336	2,089,660,289	18,114	9,927,933	252,201,711

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1 議 会 費		31,779,000	31,444,385	0	334,615	334,615
	1 議 会 費	31,779,000	31,444,385	0	334,615	334,615
2 総 務 費		604,533,000	571,443,735	22,903,000	10,186,265	33,089,265
	1 総 務 管 理 費	564,736,000	534,272,853	21,378,000	9,085,147	30,463,147
	2 徴 税 費	15,827,000	15,588,918	0	238,082	238,082
	3 戸籍住民基本台帳費	17,593,000	15,975,913	1,525,000	92,087	1,617,087
	4 選 挙 費	4,978,000	4,496,884	0	481,116	481,116
	5 統 計 調 査 費	361,000	177,420	0	183,580	183,580
	6 監 査 委 員 費	1,038,000	931,747	0	106,253	106,253
3 民 生 費		192,458,000	173,040,026	13,657,000	5,760,974	19,417,974
	1 社 会 福 祉 費	110,476,000	107,250,516	0	3,225,484	3,225,484
	2 児 童 福 祉 費	81,982,000	65,789,510	13,657,000	2,535,490	16,192,490
	3 生 活 保 護 費	0	0	0	0	0
4 衛 生 費		322,879,000	198,348,558	103,900,000	20,630,442	124,530,442
	1 保 健 衛 生 費	157,140,000	144,264,194	0	12,875,806	12,875,806
	2 清 掃 費	165,739,000	54,084,364	103,900,000	7,754,636	111,654,636
6 農 林 水 産 費		52,977,000	49,064,847	748,000	3,164,153	3,912,153
	1 農 業 費	19,054,000	17,345,585	748,000	960,415	1,708,415
	2 林 業 費	19,262,000	18,643,938	0	618,062	618,062
	3 水 産 業 費	14,661,000	13,075,324	0	1,585,676	1,585,676

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
7	商工費	172,602,000	95,244,427	49,466,000	27,891,573	77,357,573
	1 商工費	172,602,000	95,244,427	49,466,000	27,891,573	77,357,573
8	土木費	373,831,000	333,664,448	35,594,000	4,572,552	40,166,552
	1 土木管理費	25,669,000	24,577,018	0	1,091,982	1,091,982
	2 道路橋りょう費	47,402,000	11,511,170	35,594,000	296,830	35,890,830
	3 河川費	4,844,000	4,737,140	0	106,860	106,860
	4 港湾費	199,976,000	198,482,704	0	1,493,296	1,493,296
	5 下水道費	58,924,000	58,924,000	0	0	0
	6 住宅費	15,087,000	14,944,430	0	142,570	142,570
	7 空港費	21,929,000	20,487,986	0	1,441,014	1,441,014
9	消防費	42,585,000	27,041,702	0	15,543,298	15,543,298
	1 消防費	42,585,000	27,041,702	0	15,543,298	15,543,298
10	教育費	372,636,000	278,671,500	82,096,000	11,868,500	93,964,500
	1 教育総務費	134,495,000	103,170,982	28,279,000	3,045,018	31,324,018
	2 小学校費	140,952,000	86,258,013	53,817,000	876,987	54,693,987
	3 中学校費	15,722,000	14,557,409	0	1,164,591	1,164,591
	4 幼稚園費	32,541,000	32,216,574	0	324,426	324,426
	5 社会教育費	21,000,000	14,780,271	0	6,219,729	6,219,729
	6 保健体育費	27,926,000	27,688,251	0	237,749	237,749
11	災害復旧費	4,202,000	4,202,000	0	0	0
	2 公共土木施設災害復旧費	4,202,000	4,202,000	0	0	0

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
12 公債費		124,195,000	123,908,345	0	286,655	286,655
	1 公債費	124,195,000	123,908,345	0	286,655	286,655
13 諸支出金		45,351,000	5,440,000	0	39,911,000	39,911,000
	2 公営企業費	45,351,000	5,440,000	0	39,911,000	39,911,000
14 予備費		1,834,000	0	0	1,834,000	1,834,000
	1 予備費	1,834,000	0	0	1,834,000	1,834,000
歳出合計		2,341,862,000	1,891,513,973	308,364,000	141,984,027	450,348,027

歳入歳出差引残額

198,146,316円

令和4年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第2号

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥244,146,102
 歳出決算額 ￥207,723,985
 歳入歳出差引額 ￥36,422,117

令和4年6月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

国民健康保険事業特別会計

区 分		金 額	
1.	歳 入 総 額	244,146千円	
2.	歳 出 総 額	207,723千円	
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	36,423千円	
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	－千円
		(2) 繰越明許費繰越額	－千円
		(3) 事故繰越し繰越額	－千円
		計	－千円
5.	実 質 収 支 額	36,423千円	
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	－千円	

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		24,501,000	24,165,900	22,677,100	0	1,488,800	1,823,900
	1 国民健康保険税	24,501,000	24,165,900	22,677,100	0	1,488,800	1,823,900
3 使用料及び手数料		40,000	14,400	14,400	0	0	25,600
	2 手数料	40,000	14,400	14,400	0	0	25,600
4 国庫支出金		1,000	1,924,000	1,924,000	0	0	△1,923,000
	2 国庫補助金	1,000	1,924,000	1,924,000	0	0	△1,923,000
7 県支出金		140,301,000	155,192,000	155,192,000	0	0	△14,891,000
	1 県補助金	140,301,000	155,192,000	155,192,000	0	0	△14,891,000
10 繰入金		18,748,000	18,748,000	18,748,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	18,748,000	18,748,000	18,748,000	0	0	0
11 繰越金		45,184,000	45,183,689	45,183,689	0	0	311
	1 繰越金	45,184,000	45,183,689	45,183,689	0	0	311
12 諸収入		46,000	406,913	406,913	0	0	△360,913
	1 延滞金及び過料	44,000	9,100	9,100	0	0	34,900
	2 預金利子	1,000	403	403	0	0	597
	4 雑入	1,000	397,410	397,410	0	0	△396,410
歳入合計		228,821,000	245,634,902	244,146,102	0	1,488,800	△15,325,102

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		9,909,000	8,908,926	0	1,000,074	1,000,074
	1 総務管理費	9,881,000	8,903,606	0	977,394	977,394
	2 徴税費	6,000	5,320	0	680	680
	3 運営協議会費	22,000	0	0	22,000	22,000
2 保険給付金		150,036,000	131,428,066	0	18,607,934	18,607,934
	1 療養諸費	117,871,000	108,347,995	0	9,523,005	9,523,005
	2 高額療養費	29,633,000	20,969,231	0	8,663,769	8,663,769
	3 出産育児諸費	2,522,000	2,100,840	0	421,160	421,160
	4 葬祭諸費	10,000	10,000	0	0	0
3 国民健康保険事業納付金		53,029,000	52,210,214	0	818,786	818,786
	1 医療給付費分	37,851,000	37,476,433	0	374,567	374,567
	2 後期高齢者支援金等分	10,229,000	9,797,243	0	431,757	431,757
	3 介護納付金分	4,949,000	4,936,538	0	12,462	12,462
5 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費		2,384,000	1,774,779	0	609,221	609,221
	1 特定健康診査等事業費	2,121,000	1,770,810	0	350,190	350,190
	2 保健事業費	263,000	3,969	0	259,031	259,031
9 諸支出金		13,452,000	13,402,000	0	50,000	50,000
	1 償還金及び還付加算金	50,000	0	0	50,000	50,000
	3 繰出金	13,402,000	13,402,000	0	0	0

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10 予備費		10,000	0	0	10,000	10,000
	1 予備費	10,000	0	0	10,000	10,000
歳出合計		228,821,000	207,723,985	0	21,097,015	21,097,015

歳入歳出差引残額

36,422,117円

令和4年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第3号

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥8,970,415
 歳出決算額 ￥6,296,297
 歳入歳出差引額 ￥2,674,118

令和4年6月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

後期高齢者医療特別会計

区 分		金 額	
1.	歳 入 総 額	8,970 千円	
2.	歳 出 総 額	6,296 千円	
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	2,674 千円	
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	－ 千円
		(2) 繰越明許費繰越額	－ 千円
		(3) 事故繰越し繰越額	－ 千円
		計	－ 千円
5.	実 質 収 支 額	2,674 千円	
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	－ 千円	

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		3,768,000	3,998,458	3,733,326	0	265,132	34,674
	1 後期高齢者医療保険料	3,768,000	3,998,458	3,733,326	0	265,132	34,674
2 使用料及び手数料		1,000	1,500	1,500	0	0	△500
	1 手数料	1,000	1,500	1,500	0	0	△500
4 繰入金		3,100,000	2,586,695	2,586,695	0	0	513,305
	1 一般会計繰入金	3,100,000	2,586,695	2,586,695	0	0	513,305
5 繰越金		707,000	706,607	706,607	0	0	393
	1 繰越金	707,000	706,607	706,607	0	0	393
6 諸収入		2,000	1,942,287	1,942,287	0	0	△1,940,287
	2 償還金及び還付加算金	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 預金利子	1,000	22	22	0	0	978
	5 雑入	0	1,942,265	1,942,265	0	0	△1,942,265
歳入合計		7,578,000	9,235,547	8,970,415	0	265,132	△1,392,415

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		0	0	0	0	0
	1 総務管理費	0	0	0	0	0
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		7,562,000	6,296,297	0	1,265,703	1,265,703
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,562,000	6,296,297	0	1,265,703	1,265,703
3 諸支出金		6,000	0	0	6,000	6,000
	1 償還金及び還付金	6,000	0	0	6,000	6,000
4 予備費		10,000	0	0	10,000	10,000
	1 予備費	10,000	0	0	10,000	10,000
歳出合計		7,578,000	6,296,297	0	1,281,703	1,281,703

歳入歳出差引残額

2,674,118円

令和4年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第4号

令和3年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥769,398,981
 歳出決算額 ￥736,220,782
 歳入歳出差引額 ￥33,178,199

令和4年6月13日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

航路事業特別会計

区 分		金 額	
1.	歳 入 総 額	769,398 千円	
2.	歳 出 総 額	736,220 千円	
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	33,178 千円	
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	- 千円
		(2) 繰越明許費繰越額	- 千円
		(3) 事故繰越し繰越額	- 千円
		計	- 千円
5.	実 質 収 支 額	33,178 千円	
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	- 千円	

令和3年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		530,812,000	567,332,886	549,072,535	0	18,260,351	△18,260,535
	1 運航収入	485,995,000	564,056,472	545,856,121	0	18,200,351	△59,861,121
	2 営業収益	4,142,000	3,193,750	3,133,750	0	60,000	1,008,250
	3 営業外収益	40,675,000	82,664	82,664	0	0	40,592,336
2 繰越金		32,085,000	32,084,446	32,084,446	0	0	554
	1 繰越金	32,085,000	32,084,446	32,084,446	0	0	554
4 財産収入		37,400,000	37,400,000	37,400,000	0	0	0
	1 財産売払収入	37,400,000	37,400,000	37,400,000	0	0	0
5 基金繰入金		63,542,000	53,842,000	53,842,000	0	0	9,700,000
	1 基金繰入金	63,542,000	53,842,000	53,842,000	0	0	9,700,000
6 村債		97,000,000	97,000,000	97,000,000	0	0	0
	1 村債	97,000,000	97,000,000	97,000,000	0	0	0
歳入合計		760,839,000	787,659,332	769,398,981	0	18,260,351	△8,559,981

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 運航費用		458,261,000	455,594,645	0	2,666,355	2,666,355
	1 旅客費	2,605,000	2,602,809	0	2,191	2,191
	2 自動車航送取扱費	366,000	296,712	0	69,288	69,288
	3 貨物費	355,000	95,480	0	259,520	259,520
	5 燃料潤滑油費	191,769,000	191,768,460	0	540	540
	6 養缶水費	1,379,000	1,378,230	0	770	770
	7 港費	3,767,000	3,401,842	0	365,158	365,158
	8 雑費	2,752,000	2,599,348	0	152,652	152,652
	9 船費	255,268,000	253,451,764	0	1,816,236	1,816,236
2 営業費用		163,829,000	160,896,720	0	2,932,280	2,932,280
	1 保険料	6,841,000	6,824,891	0	16,109	16,109
	3 船舶傭船料	63,825,000	63,787,000	0	38,000	38,000
	4 航路付属施設費	4,502,000	4,448,879	0	53,121	53,121
	5 店費	88,661,000	85,835,950	0	2,825,050	2,825,050
4 事業税費		43,856,000	24,838,400	0	19,017,600	19,017,600
	1 営業外費用	43,856,000	24,838,400	0	19,017,600	19,017,600
5 公債費		64,973,000	64,971,017	0	1,983	1,983
	1 公債費	64,973,000	64,971,017	0	1,983	1,983
6 予備費		0	0	0	0	0
	1 予備費	0	0	0	0	0

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
8 諸 支 出 金		29,920,000	29,920,000	0	0	0
	2 国県支出金等返還金	29,920,000	29,920,000	0	0	0
歳 出 合 計		760,839,000	736,220,782	0	24,618,218	24,618,218

歳入歳出差引残額

33,178,199円

令和4年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第5号

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥205,023,899
 歳出決算額 ￥194,153,728
 歳入歳出差引額 ￥ 10,870,171

令和4年6月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

簡易水道事業特別会計

区 分		金 額	
1.	歳 入 総 額	205,023 千円	
2.	歳 出 総 額	194,153 千円	
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	10,870 千円	
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	－ 千円
		(2) 繰越明許費繰越額	5,469 千円
		(3) 事故繰越し繰越額	－ 千円
		計	5,469 千円
5.	実 質 収 支 額	5,401 千円	
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	－ 千円	

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 簡易水道事業収入		27,075,000	33,526,591	27,264,022	0	6,262,569	△189,022
	1 営業収入	27,075,000	33,526,591	27,264,022	0	6,262,569	△189,022
2 財産収入		1,000	149	149	0	0	851
	1 財産運用収入	1,000	149	149	0	0	851
3 繰入金		105,073,000	102,073,000	102,073,000	0	0	3,000,000
	1 繰入金	105,073,000	102,073,000	102,073,000	0	0	3,000,000
4 国庫支出金		62,000,000	62,000,000	44,440,000	0	17,560,000	17,560,000
	1 国庫補助金	62,000,000	62,000,000	44,440,000	0	17,560,000	17,560,000
5 県支出金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	1,000
6 諸収入		1,000	1,146,728	1,146,728	0	0	△1,145,728
	1 雑収入	1,000	1,146,728	1,146,728	0	0	△1,145,728
7 繰越金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	1,000
8 村債		45,000,000	30,100,000	30,100,000	0	0	14,900,000
	1 村債	45,000,000	30,100,000	30,100,000	0	0	14,900,000
歳入合計		239,152,000	228,846,468	205,023,899	0	23,822,569	34,128,101

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 簡易水道事業費		188,188,000	148,411,131	37,929,000	1,847,869	39,776,869
	1 営 業 費	188,188,000	148,411,131	37,929,000	1,847,869	39,776,869
2 公 債 費		42,676,000	37,455,257	0	5,220,743	5,220,743
	1 公 債 費	42,676,000	37,455,257	0	5,220,743	5,220,743
3 前年度繰上充用金		8,288,000	8,287,340	0	660	660
	1 前年度繰上充用金	8,288,000	8,287,340	0	660	660
4 予 備 費		0	0	0	0	0
	1 予 備 費	0	0	0	0	0
歳 出 合 計		239,152,000	194,153,728	37,929,000	7,069,272	44,998,272

歳入歳出差引残額

10,870,171円

令和4年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第6号

令和3年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ¥86,006,509
 歳出決算額 ¥83,983,198
 歳入歳出差引額 ¥2,023,311

令和4年6月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

下水道事業特別会計

区 分		金 額	
1.	歳 入 総 額	86,006 千円	
2.	歳 出 総 額	83,983 千円	
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	2,023 千円	
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	－ 千円
		(2) 繰越明許費繰越額	633 千円
		(3) 事故繰越し繰越額	－ 千円
		計	633 千円
5.	実 質 収 支 額	1,390 千円	
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	－ 千円	

令和3年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	1,000
2 下水道収入		10,374,000	11,810,031	10,638,071	0	1,171,960	△264,071
	1 下水道収入	10,374,000	11,810,031	10,638,071	0	1,171,960	△264,071
3 国庫支出金		25,200,000	25,200,000	9,550,200	0	15,649,800	15,649,800
	1 国庫補助金	25,200,000	25,200,000	9,550,200	0	15,649,800	15,649,800
4 繰入金		58,924,000	58,924,000	58,924,000	0	0	0
	1 繰入金	58,924,000	58,924,000	58,924,000	0	0	0
5 繰越金		695,000	694,238	694,238	0	0	762
	1 繰越金	695,000	694,238	694,238	0	0	762
6 村債		16,100,000	6,200,000	6,200,000	0	0	9,900,000
	1 村債	16,100,000	6,200,000	6,200,000	0	0	9,900,000
歳入合計		111,294,000	102,828,269	86,006,509	0	16,821,760	25,287,491

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 下水道事業費		87,899,000	60,609,055	26,083,000	1,206,945	27,289,945
	1 下水道事業費	87,899,000	60,609,055	26,083,000	1,206,945	27,289,945
2 公債費		23,395,000	23,374,143	0	20,857	20,857
	1 公債費	23,395,000	23,374,143	0	20,857	20,857
歳出合計		111,294,000	83,983,198	26,083,000	1,227,802	27,310,802

歳入歳出差引残額

2,023,311円

令和4年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第7号

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥14,033,346
 歳出決算額 ￥13,798,176
 歳入歳出差引額 ￥235,170

令和4年6月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

漁業集落排水事業特別会計

区 分		金 額	
1.	歳 入 総 額	14,033 千円	
2.	歳 出 総 額	13,798 千円	
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	235 千円	
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	－ 千円
		(2) 繰越明許費繰越額	－ 千円
		(3) 事故繰越し繰越額	－ 千円
		計	－ 千円
5.	実 質 収 支 額	235 千円	
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	－ 千円	

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	1,000
2 事業収入		3,751,000	4,256,377	4,183,774	0	72,603	△432,774
	1 下水道収入	3,751,000	4,256,377	4,183,774	0	72,603	△432,774
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	1,000
5 繰入金		10,873,000	9,700,000	9,700,000	0	0	1,173,000
	1 繰入金	10,873,000	9,700,000	9,700,000	0	0	1,173,000
6 繰越金		150,000	149,572	149,572	0	0	428
	1 繰越金	150,000	149,572	149,572	0	0	428
7 村債		0	0	0	0	0	0
	1 村債	0	0	0	0	0	0
歳入合計		14,777,000	14,105,949	14,033,346	0	72,603	743,654

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 漁業集落排水事業費		10,543,000	10,063,022	0	479,978	479,978
	1 漁業集落排水事業費	10,543,000	10,063,022	0	479,978	479,978
2 公 債 費		4,233,000	3,735,154	0	497,846	497,846
	1 公 債 費	4,233,000	3,735,154	0	497,846	497,846
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		14,777,000	13,798,176	0	978,824	978,824

歳入歳出差引残額

235,170円

令和4年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第8号

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥6,287,571
 歳出決算額 ￥6,218,761
 歳入歳出差引額 ￥68,810

令和4年6月13日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

農業集落排水事業特別会計

区 分		金 額	
1.	歳 入 総 額	6,287 千円	
2.	歳 出 総 額	6,218 千円	
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	69 千円	
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	－ 千円
		(2) 繰越明許費繰越額	－ 千円
		(3) 事故繰越し繰越額	－ 千円
		計	－ 千円
5.	実 質 収 支 額	69 千円	
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	－ 千円	

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	1,000
2 事業収入		670,000	732,278	734,684	0	△2,406	△64,684
	1 下水道収入	670,000	732,278	734,684	0	△2,406	△64,684
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	1,000
5 繰入金		5,808,000	5,500,000	5,500,000	0	0	308,000
	1 繰入金	5,808,000	5,500,000	5,500,000	0	0	308,000
6 繰越金		53,000	52,887	52,887	0	0	113
	1 繰越金	53,000	52,887	52,887	0	0	113
7 村債		0	0	0	0	0	0
	1 村債	0	0	0	0	0	0
歳入合計		6,534,000	6,285,165	6,287,571	0	△2,406	246,429

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 農業集落排水事業費		5,826,000	5,710,481	0	115,519	115,519
	1 農業集落排水事業費	5,826,000	5,710,481	0	115,519	115,519
2 公 債 費		708,000	508,280	0	199,720	199,720
	1 公 債 費	708,000	508,280	0	199,720	199,720
歳 出 合 計		6,534,000	6,218,761	0	315,239	315,239

歳入歳出差引残額

68,810円

令和4年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明は終わりました。

日程第7．認定第1号 令和3年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

午後もお願いします。今回は不用額、大きな金額がすごく多いので。コロナ関連での大きな不用額以外の大きい金額だけで構いませんので、各担当ごとに大きい金額のほうだけ説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

午後もよろしくお願いいたします。それでは総務のほうから順を追って説明させていただきたいと思います。歳出のほうになると思いますので、29、30ページのほうから総務費のほうとなります。

29ページの12節委託料でございますが、これについては一番右下のほう不用額74万9,000円となっています。50万円以上ありますが、これについては委託の契約の残高となっております。数多くの委託を抱えております。システム関係とかそういった形の契約の残が計上されております。

30、31ページ、この中の13節使用料及び賃借料でございますが、これに179万3,310円、大きな額が不用額となっております。これはこの節につきましては電子機器のリースとなっております。パソコンのリースであったり電話機のリースになりますが、その中の電話機のリースにつきまして179万円の不要が生じております。実はこの電話機のリースですけれども、我々リース契約をして追ってリース代でお支払いをするのかという認識を持っておりましたが、電話会社の通常の電話料金とセットで引き落とされているというのが分かって、リース料の支払いがないと思ったら電話料金から引き落とされていますということが判明したものですから、後にですね、じゃあこの額については不要ということで、追って気づいたものですから今回このような額が不用額となって計算されております。

続いて2目財産管理費につきましては、37万9,414円、11節の役務費がございます。これは37万円ありますが、このうち通常の電話料金、通信負担費、車両の貨物代だったりというのが9万円近く余っているものとあわせて、あと保健関係が、実は27万円近くございました。この27万1,000円につきまして、いわゆる区のほうの事業、行事等で災害等が起きたときにかける保険を見込んでおりました。5字区とも区のほうで保険に関しては加入するというので不用額が生じたという流れとなっております。

あとは3款の企画費でございます。こちら12節の委託料につきましては169万449円の不用額が生じておりますが、これは全額繰越したんですけれども、第5次の総合計画を今つくっております。こちらのほうをプロポーザルをして、予算が余った、残額が生じたので入札残による不用額となっております。

続きまして、18節の負担金、補助及び交付金でございますが、これが64万9,391円の不用額が生じております。これについては地域の活動の補助金でございます。地域活性化補助金でございますが、クラブ活動の助成だったりするのですが、これについてはコロナ禍で活動が縮小されたということで、大会等の出場が少なくなっておりますので、これに伴って予算の不用額が生じた流れとなっております。

そのほか大きなものはございませんが、続いてページが飛んで、総務、消防費がございます。消防費ですと、ページが飛びまして58、59ページになります。これの8節旅費のほうは41万3,977円、不用額となっておりますが、これは消防団員の出勤手当であったり費用弁償を予定しておりましたが、災害が少なかったということで出勤回数が見込みより減ったということで不用額が生じております。

その下の10節需用費58万4,153円でございますが、これについては阿嘉のヘリポートの修繕、電気の修繕を50万円で見込んでおりましたが、これが未執行となっております。これについては一部の修繕を予定しておりましたが、全体的に老朽化がかなり進んでいるということで、いま一度見直ししたいということと、また業者がかなり多忙ということでなかなか島に来られなかったということもありまして、一度、全点検をしたほうが良いなということで、今回見送りをしてまた新たに財源等を確保して全体の見直しを図りながら対応しようということで50万円の不用額が生じたところです。

14節の工事請負費で55万7000円の入札残がございますが、これは単費でございましたが、阿嘉地区の消火栓工事を実施しまして、これの単純な入札残となっております。

その下、17節、59ページが一番下でございます。1,300万円、大きな入札残が生じております。これは沖縄観光防災力強化支援事業ということで、阿嘉のほうと座間味のほうに観光客向けの、津波等の被害があったときに防災倉庫のコンテナの設置を2個予定しておりました。これが約1,200万円近くありましたが、実はこのコンテナ設置については、当初座間味の浄水場に設置、もう1基、阿嘉のほうがちょうどステンレスの大きな丸いタンクがあった跡地につけようという予定しておりました。しかしながら、御存じのとおり既存の座間味の浄水場については将来海淡施設ができるということで設置が困難となって見送りました。阿嘉島のほうの原水タンクがあって、丸いタンクがあった跡地についても、あちらのほうは沖縄県へ土地の売買が決まったということで、沖縄県の海淡のたしか貯水池を造るということで県有地になったものですから、村のほうの設置ができなくなった事情が生じて、土地の確保に困難が生じたために今回見送って、その分をそれぞれ高台、座間味であれば歴史文化センターの3階のほうに資材のほうを確保して置いている状況になっています。以上、総務課につきましては、総務費と消防費を、このような中でちょっと不用額が生じた説明をさせていただきました。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

では住民課のほうを説明させていただきます。まず41ページ、老人福祉費の18節、負担金になりますが、170万円余り負担額となっております。こちらは介護サービスに係る負担金になりますが、見込みより少ない金額となりました。次に下のほうになりまして、身体障害者福祉費、19節の扶助費59万円余りの残額となっております。こちらは障害者の生活介護費、医療給付費、障害児の通所支援となっております。こちらも見込みより少ない金額となっております。

次、43ページの児童措置費、19節の扶助費229万円の残額となっております。こちらのほうは児童手当臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金が主なものとなっております。こちらも見込みより少ない金額となりましての残額となっております。

続きまして45ページの衛生費の予防費、12節の委託料になります。こちらはインフルエンザの予防接種委託料、新型コロナウイルス予防接種の事故発生調査費、PCR検査の委託料となっております。インフルエンザの予防接種に関しましては、令和2年度の見込みで予算を計上したんですけれども、令和2年度よりも接種希望者が少なかったということです。あとは新型コロナウイルス予防接種の事故発生調査は事故がありませんでしたので残額となっております。PCR検査に関しましても見込みよりも少なかったために残額となっております。

あとはコロナの影響によりまして事業ができなかったものになります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

産業振興課部局です。まず49ページ、農業委員会の旅費です。これはコロナに伴い旅費の回数が少なくなったために13万1,636円の不用額が出ております。その下、農業振興費の10節需用費、これは光熱費の残額でございます。40万360円の不用になっております。

51ページ、繰出金の38万円というのは農排への繰出しの残金でございます。その下、林業振興費の10節需用費、これも森林体験施設の光熱費の残額余りでございます。その下、水産振興費、これも繰出金、これは漁排への繰出し、117万3,000円の残でございます。

次、55ページの需用費はもともと街灯の修繕等の残りの部分でございます。あとは下のほうに行きまして、港湾管理費の14節工事請負費は、57ページ。これはステージの入札残、58万9,000円が残っています。

その次のページ、59ページ、飛行場管理費の10節需用費、電気料と消耗品の残額でございます。その下、役務費22万2,520円、これは車検と手数料の残額でございます。その下、12節委託料36万7,928円の不用額が出ておりますが、草刈り業務の委託の入札残でございます。産業振興課は以上です。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

それでは53ページをお願いします。観光費の報酬費の予算残が35万71円、これはバスの運転手とキャンプ場のパートの予算残となっております。それからその下の10節需用費、予算残が108万629円ですけれども、これはバスの燃料費、光熱費、修繕費となっております。そして12節委託費251万5,236円ですけれども、これはライフセーバーの契約等に関わる、精査した結果これだけの、支払う必要がないということで予算残となっております。

○ 議長（中村秀克）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

教育委員会ですが、教育委員会はコロナ関連の不用額につきましては、お手元の資料の65ページの需用費となりますが、教科用指導書の購入の予定が想定していたより減になったためとなっております。

続きまして、67ページ、文化財保護費の需用費ですが、これは高良家の防火設備の整備を当初見込んでいたより、専門家の派遣等によって不要なものが出たため、その修繕費が減ったための需用費の残となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

質疑ありませんか。歳入から行きましょうか。歳入の項目からお願いします。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

11ページ、歳入です。これは毎回出てくるんですが、調定額が536万7,500円に対して、収入済額が14万400円、未収入額が522万7,100円、これは本当に集金する気があるのかなと思うぐらいの。しかも滞納分で、現年度分も若干あるんですけども、これはどういう取組をしているのか教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの11ページの固定資産税の滞納の繰越分になると思います。滞納の繰越分500万円についてですが、詳細を申し上げますと平成28年から令和2年度、5年間の滞納をこちらのほうに計上しております。それで私どもも去る8月の議会のほう、監査が終わった後にこちらのほうも御指摘いただいて、徴収実績、滞納に応じた取り方をしなさいという御指摘を受けたところです。我々もこれについては追って、担当者とも分析をさせていただいておりますが、やはりこの530万円近くの中で、実は高額と言われる滞納者が全体で117件の5年分の件数がございます。そのうち高額の滞納者が16件、実は13.6%を占めておりますが、この16件でも合計額が300万円近くございます。いわゆるこの500万円のうちの6割を占めるのが高額の方で、やはりこういった方々の徴収をしっかりとやらないといけない。実は、前回令和2年度の決算については非常に徴収率も25ぐらい近くあって非常によかったんですけども、今回コロナ禍にあって、やはりこの中でも滞納分割をしている方においてもちょっと非常に厳しいということもあって、なかなか徴収ができなかったということもあります。併せて座間味村特有の滞納の在り方というのも今回いろいろ調べたところで分かってきました。実は、今回5年間やっている滞納者というのが、大体が、9割5分が同じ方が毎年、例えば平成28年度ですと21件、平成29年度ですと22件、平成30年度ですと24件、平成31年度ですと27件、令和2年度ですと23件、この件数がありますが、ほとんどが同じ方が毎年繰り返して滞納を行っているということで、さらにこの滞納の方々の実態がどうなっているのかということでもいろいろ調べたんですけども、やはり死亡されている方が6件あったり、一番多いのが島外の方が20件ほどおりまして、島外でも所在が分かる人がさらに5名しかいない。残りの15件については不明と。徴収の通知を出してもなかなかこちらのほうに返送して戻ってくるというような実態もあって、こういったものに関しては新たな手法でもって徴収をしないといけないなというふうには考えています。今、御質問にありましたとおり500万円に対して今回は2.6%ぐらいの徴収率しか上げられませんでした。なかなかコロナ禍において取り立てが厳しいことと、事業者の皆さんがこれまで分割でお支払いしていたのがちょっとストップしたということもあって、こちらの方々にも粘り強くまた徴収のほうを、我々のほうも努力をしようかなと考えているところです。これまでどおり、御存じだと思いますが、納期前に放送をしたり、私たちのほうも通知書、督促状等、通常の滞納の業務をさせていただいておりますが、なかなか直接臨戸をするのもちょっとやりづらい状況もあってですね、コロナ禍においてですね。そういったものがあいて今回はかなり徴収率が悪かったということでもあります。これについては担当ともまた情報共有しながら、しっかりと徴収のほうを努力していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、話を聞いていると非常に複雑で、死亡者が6名、島外が20件、15人が不明とかとなると。これは将来、貸し倒れも含めて検討しているんですか。それとも何年か前ですかね、私、県税にいるときに中村課長などは郵便、銀行、その他差し押さえ等も含めて相当徴収率が上がったのを見たし、そばからよく観察しましたけれども、それも含めて今回貸し倒れ、本当に死亡した人からはまず取ることはできない。不明者も取ることもできない。島外の20ぐらいは探せば探せるかもしれないけど、またそれに対する費用、時間、これこのままにするとこの人たちというのは現年度分もかぶっているんですよ、当然。そうするとだんだん膨れていきますし、先ほど総務課長が言ったように2.6%しか取れていないということで、今いっぱい

聞いたんですけれども、その要点をもう一度お話できますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

様々な要因がございました。本当に我々としても通常の事務で徴収事務はしっかりさせていただいたんですけれども、先ほど申したように新たな事務の取組も必要だなと。いわゆる地方税法に基づく執行停止というものもあります。そういったものも踏まえて動かないといけないのか。また、今、宮平議員がおっしゃったように差し押さえ、通帳を押さえる、給与を押さえるといったことも税法の中では効力事務を発揮できるんですけれども、やはりまたその中を調べていきますと、例えば仕事をしていない方がいたり、また高齢者であったりとか、やはりこの方々を調べていくと、決して悪質の方々ではなくて、払う意思があるけど本当に厳しいということがありました。こういった方々については計画書に基づいて出してもらって徴収をすると併せて不明者の方々には、担当も共有の方、御存じない方がいますので、そういった方々は聞き込みをして、先輩方からも聞いて、どの方が親戚に当たるよとかそういった情報まで知り得ながらしっかりと徴収はやっていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

そういった。そしてこれ死亡者に関しては、貸し倒れも考えていますか。その辺どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

税法によりますと5年たちますと時効で徴収ができないということではありますが、やはり我々としても公平に取ることを考えないといけませんので、そこは税法とも絡み合うところがありますが、取れるように。あとまた相続されていない方も結構いて、親戚に当たってこの方に徴収をお願いしても、私は……というような方もいます。こういった方に対してもしっかり粘り強く、自宅こちらのほうにありますので、財産があるということとちゃんと交渉をしながら払っていただけるように努めていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

滞納に関してはしっかりと徴収しないとけないというのは重々、私も元行政マンでございますし、招致をしているところでございます。ただ先ほど総務課長からございました。これだけ小さなコミュニティであるということ。そういった中であえて個人名は出しませんが、やはり国保税（料）も含めて大体かぶってくるんです。そういったときに、例えばその方がその家庭が仕事をしていなかったり、高齢者であったり、あるいは重病をしているということとなかなか収入を得づらい環境にあるとか。それでも病気をされている家族がいる場合にはどうしても横断的に私たちは使用料等も含めてですが、横断的に徴収対策チームを立ち上げてずっとやってきておりますけれども、そういった場合にはどうしても、例えば国保税のほうを先に払ってもらって、払わないと保険証が出ませんので、そういったものも含めて、やはりこういった島だからこそ知り得る住民の生活も含めて私たちは対応させていただいております。だからといって払わないのがいいということではございませんので、もちろんできることであれば差し押さえも含めて厳しくやっていこうというふうに思っておりますが、そういった事情を見ながらしっかりとした対応をさせていただきたい。こ

れからは預金の差し押さえも含めて、これまで以上に強く働きかけていきたいと思いますが、そのときはまた議員の皆様方にもいろいろな相談が住民の皆様から来ると思います。今、喜文議員がおっしゃったように、しっかりと徴収していきますが、議員の皆様からも相談があったときにはぜひ相談に乗っていただき、あるいは納税、納付を促すなりの働きかけを強くお願いをしたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これを聞けば、今村長がおっしゃったように残りの税、あるいは収納関係もみんな影響していますので、あとはあまり聞くことはないと思うんだけど、やっぱりこれだけ大きいと非常に。これは、今は那覇県税事務所との連携とかそういった仕事の業務的な連携等もやってはいますか。それとも全くそういうところはやっていない。その辺はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの件につきましては、村民税、県民税のほうを対象となっておりますが、毎年うちのほうから平年辞令を出させていただいております。ただ、令和3年度についてはコロナ禍で徴収はできなくて、今回もまだこれが続いているという状況ですが、4名の方に座間味村からも辞令を公布して、ただ実際の活動は中止といえますか、コロナ禍においてちょっと今、見合わせているという状況ですが、ただ村民税、県民税に関しては村内でも、令和2年度も我々は3位でございまして、かなりそこは優秀な数字を保っております。現状維持をしながらこれには努めていこうかと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

こればかりずっと突っ込んでいてもあれですけど、とりあえず税の公平性からぜひ努力していただいて、14万400円というのはあまりあり得ないと思っておりますので、2.6%。その辺を含めてもう一度頑張ってください。この件は以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行して、今度は歳出の決算について質疑のある方はお願いいたします。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

先ほど各課長から説明をいただきましたけれども、あまりにも金額が大きいからこれもう一度聞きます。45ページ、委託料の716万2,852万円、先ほど石川課長からインフルエンザ、コロナ予防接種、PCR検査等々の不用額だと聞いているんですけども、この詳細をもう一度教えてくださいませんか。あまりにも大きいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

まずインフルエンザの予防接種委託料が95万3,000円余り、あとは訪問リハビリがありまして、こちらコロナの影響で実施ができませんでした。こちら47万5,000円となっております。あとは新型

コロナウイルスの予防接種の事故発生調査費を組んでおりましたが、こちら先ほども申しましたように事故はありませんでしたので不用額となっております。PCR検査のほうも255万6,860円の残額となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和3年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 令和3年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8. 認定第2号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これも先ほどと同じようなことを聞くんですけども、7ページ、歳入のほうで国保税滞納繰越分、調定額が87万3,000円、収入済額が22万7,200円、未収入額が64万6,100円、やっぱりこれは先ほども言ったようにいろんなものから全部関連性はありますか。先ほど村長もおっしゃっていましたが、そういう取れない要因、なぜこんなにいっぱいあるのか。結構かぶっているというのも先ほど話を聞きましたけれども、もう一度その辺の詳細を教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

国保税のほうに関しましては、島外に出ている方もいらっしゃいますし、5年前からほぼ同じ方が滞納しているという状況です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

それで先ほども村長から話がありましたように、この滞納者に対して、例えば保険料を払わないけど、病

院には行きたいけど、保健手帳は必要、そういった人たちが何人か出てくると思うんですよ。そういった人たちの対応はどのような形で。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど話をさせていただきました。滞納のお話だけではなくて、どうしてもそういった方々が実際におります。その方々は滞納を先に払っていただくのではなくて、現年度分をまず払ってもらうことで仮の保険証を発行させていただいて、病院に行ってくださいということですので、どうしても現年度を先に優先して、いわゆるお支払いが難しい人たちなんです。滞納よりも現年分を先に優先して払っていただくというようなことをすることで、仮の保険証を発行する。先ほどから話をしているように、やはり生活に困窮している状況の中でそういう措置を取らせていただいて、できるだけ病院にも行ってもらえるような環境づくりをする。結果、滞納のほうはなかなか入らずにということになっております。しかしながら、近年はそれも含めて現年分はできるだけ納めていただくような形をしておりますので、国保に関しましては現年分はたしか97%ぐらいの収納率を上げることができているというふうに聞いておりますので、これからも併せて現年分だけではなくて、過年度分に関してもしっかりと徴収できるように。また納付をしていただけるようお願いをしまいたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第2号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9. 認定第3号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10. 認定第4号 令和3年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

歳入で7ページ、貨物運賃1,679万4,126円と売掛金の92%を占めているということで監査委員報告の中にも書いてありますけれども、これは何で貨物運賃がこんなにいっぱい未収入額があるのか。この要因は何なのか教えていただけますか。

○ 議長(中村秀克)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

ここにありますが、600万円余りの未収入額ですけれども、これはかなり前から積み重ねた数字となっております。ここ5年間におきましては、村長からもありました現年分の強化という形でここ5年間は未収入額がゼロとなっております。かなり前から積み重ねた金額ですので、それがどういった要因かというのはちょっと厳しいんですけれども、先ほども述べたとおりここ5年の現年に関しましては100%の徴収率となっております。以上です。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

じゃあそれに対しての徴収努力はしているのか。これは減る要素はありますか、そういうことになると。どうですか。

○ 議長(中村秀克)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

できるだけ徴収したいんですけれども、先ほども住民税とか国保とかあるんですけれども、現年分を重要視しようという方向性がありますので、まずは現年を潰して過年度分を徴収という形で今進めているところであります。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

それも含めてですけれども、もちろん小荷物もあるんですけど、本当にこれがずっと過去の分というから、これも本当に減るのかなということは気にはなりますけれども、今後の対策としてどういうふうを考えているのか。本当に減らす努力をしても減るのか、ちょっと気になります。毎年そういうのがこちらに載ってきているんですけども、どうですか、これ。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

減るように努力していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

毎年同じようなことを言っていますけれども、頑張ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和3年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第4号 令和3年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第11. 認定第5号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

7ページをお願いします。給水収益の収入済額が600万円余りありますけれども、これは座間味村全部合わせての金額ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

各字ではなくて、村全部の金額でございます。その内訳です、繰越滞納分が617万6,000円、これは平成4年からずっと積み重ねてきた滞納分でございます。現年分が8万6,000円、現年分の徴収率

でいけば99.7%の徴収率がありますが、ほかのところと同じように現年分を必ず徴収するように、2か月以上滞納した場合は供給停止の措置を取っておりますので、そこは強化して、なおかつ滞納繰越している方々にも督促とかそういうものを常時、何か月に1回は電話をかけて取れるところは取るように努力はしております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。やっぱり金額がちょっと大きいので、逆に徴収努力をしているということでもありますので、ぜひ1件1件督促、勧告とかいろいろやり方があると思います。チラシとかそういうものを徹底して徴収努力に頑張してほしいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第6号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第6号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第13. 認定第7号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第7号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第14. 認定第8号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第8号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会 (午後2時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇

署名議員 宮 平 清 志